

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所
整備運営事業に関する実施方針

令和7年12月

豊田市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	5
1. 特定事業の内容に関する事項	5
(1) 事業名称	5
(2) 事業の対象となる公共施設等の名称	5
(3) 事業の目的	5
(4) 事業の概要	5
(5) 特定事業の業務内容	6
(6) 事業方式	7
(7) 土地等の使用に関する事項	7
(8) 事業期間（予定）	7
(9) 事業スケジュール（予定）	7
(10) 事業者の収入	7
(11) 事業者が実施する業務について	7
(12) 有資格者の選任・届出	8
(13) 本事業の実施に関する協定等	8
(14) 遵守すべき法令及び許認可等	8
(15) 事業期間終了時の措置	8
2. 特定事業の選定方法に関する事項	8
(1) 選定基準	8
(2) 選定結果の公表	8
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1. 民間事業者の募集及び選定	9
2. 民間事業者の選定方法	9
(1) 競争参加資格の確認	9
(2) 提案審査	9
3. 民間事業者の選定手順	9
(1) 募集要項等の公表	9
(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答	10
(3) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知	10
(4) 提案審査書類の受付	10
(5) 落札者の決定・公表	10

4. 選定委員会の設置	10
5. 提出書類の概要	10
(1) 提出書類の内容	10
(2) 提出書類の取扱い	10
6. 応募者の参加資格要件	11
(1) 単独事業者	11
(2) グループ	12
(3) 競争参加資格確認基準日	12
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 予想されるリスクの責任分担	15
2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項	15
(1) 監視の方法等	15
(2) 改善要求	15
第4 本発電所の立地並びに規模及び配置等に関する事項	16
1. 立地に関する事項	16
2. 本発電所の計画に関する事項	16
第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1. 疑義が生じた場合の措置	17
2. 管轄裁判所の指定	17
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3. その他の措置及び支援に関する事項	19
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1. 本事業において使用する言語	20
2. 書類作成に係る費用	20
3. 実施方針の公表に関する事項	20

（1）担当部局	20
（2）実施方針に関する意見等の受付	20
（3）実施方針の変更	21
4. その他	21
5. 問合せ先	21

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の内容に関する事項

(1) 事業名称

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所（以下「本発電所」という。）

(3) 事業の目的

豊田市（以下「市」という。）では、令和元年に「ゼロカーボンシティ宣言」を実施し、市民・事業者・行政が一体となって、2050年までの脱炭素社会の実現を目指している。

小水力発電とは、水の落差を利用した発電で、クリーンな循環エネルギーである水力を利用しているため、他の地域へ環境負荷を与えることがなく、かつ太陽光発電のように天候の影響を受けにくいため、安定した電力の売電収入により、一定の収入を獲得可能であると想定されることから、その収入の一部を市の施策等に沿った地域貢献のための事業に用いることで、資金の効率的かつ効果的な活用につなげることができると期待できる。小水力発電所の設置及び運営並びに地域貢献のための事業を民間の創意工夫に委ねることで、より効率的かつ効果的な運営及び独創的な地域貢献のための事業の実施が期待されるこことから、民間事業者に小水力発電所の設置及び運営、並びに地域貢献のための事業の実施を行って頂くこととした。

これらを踏まえ、本発電所が、電力の地産地消と、地域に対してその利潤を還元するサイクルを推進する原動力となることを目的として、本事業を実施する。

(4) 事業の概要

本事業においては、事業者自身が、地域の資源を活用した小水力発電事業を設計・建設した上で発電と売電を実施し、水力発電による事業性を確保しながら、その利潤を地域に還元されるような発電事業の仕組みづくりを行うことを重視している。本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術

的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づいて行う。

(5) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

① 発電所施設の設計・建設業務

本発電所においては、必要となる申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

② 運転開始まで

ア 電力系統への発電設備の連系に関する申込み（系統連系申請）

イ 水利権申請

ウ 水圧管理設に伴う道路占用許可申請

エ 小水力発電設備の設置に係る実施設計

オ 国・県・市・地元関係者との調整

カ 電気事業法関係の手続き

キ その他、関係法令及び条例の手続き

ク 小水力発電設備の設置

ケ 発電施設設置予定地の土地契約等

③ 運転開始以降

ア 非常時含む小水力発電設備の維持管理

イ 市の企画への協力含む地域活性化に資する事業の実施

ウ 事業終了後の原状回復

エ その他、発電事業を行うにあたって必要となる業務

④ 地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を今後実施する民間事業者の募集及び選定時に提案するものとする。

（6）事業方式

土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO（Build-Own-Operate）方式により行う。

（7）土地等の使用に関する事項

本発電所設備設置に係る市有地の使用料は所管課と協議すること。

（8）事業期間（予定）

協定締結から令和29年3月31日までとする。ただし、本発電所の建設作業が合理的な理由で遅延した場合（事業者の帰責性がないものに限る。例えば、一時的な資材の高騰や周辺地域での災害を想定している。）には、市が、協定期間を本発電所供用開始から20年間までとすることを認めることがある。

（9）事業スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和8年2月	事業者との事業協定締結
令和9年4月頃	事業者による本発電所供用開始
令和29年3月31日	本発電所の供用終了・原状回復

（10）事業者の収入

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、特定事業実施により生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

（11）事業者が実施する業務について

事業者は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

（12）有資格者の選任・届出

事業者は、自身の費用と責任で、電気主任技術者を配置するものとする。

（13）本事業の実施に関する協定等

市は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）は、募集要項等において示す。

（14）遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

（15）事業期間終了時の措置

本発電所施設については、原則として全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するが、協議の上で残置を認める場合がある。また、市又は市が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買い取ることができる。

2 特定事業の選定方法に関する事項

（1）選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく特定事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、事業成果の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

（2）選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容とあわせて、ホームページを用いて速やかに公表する。なお、本事業の実施可能性についての客観的な結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

市は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集を行う。

2 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを想定している。

（1）競争参加資格の確認

本事業への参加を希望し申請書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）が「6 応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認する。

（2）提案審査

第2 2 (1) を通過した応募者から、具体的な業務の実施方法等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。

3 民間事業者の選定手順

本事業を特定事業として実施する場合、市は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。具体的な日程は、募集要項等において示す。

日 程	内 容
令和7年12月	実施方針の公表
令和8年1月	特定事業の選定・公表
令和8年1月	募集要項等の公表
令和8年2月	提案書の受付・締切
令和8年2月	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年2月	協定締結・本事業の開始

（1）募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を、市ホームページにおいて公表する。

（2）募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について、必要な範囲で質問を受け付ける。

（3）参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する。

（4）提案審査書類の受付

参加資格が認められた応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。

（5）落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに応募者に通知するとともに公表する。

4 選定委員会の設置

事業者の選定に際しては、学識経験者と市職員により構成される選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

5 提出書類の概要

（1）提出書類の内容

競争参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格確認書類等の提出を応募者に求める。提案審査においては、次に掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めるこことを予定している。

①会社概要書・施工実績

②技術提案書一式

（2）提出書類の取扱い

①著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、

市が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、市はこれを無償で使用することができる。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

③ 資料の公開

市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

6 応募者の参加資格要件

（1）単独事業者

次に掲げる条件を全て満たす者

ア 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。競争入札参加資格を有しない者は、以下の資料を提出し、契約締結能力や信用力が確認できた場合に参加を認める。

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
納税証明書（愛知県税）※ (未納の税額がないことの証明)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市か

ら入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

キ 今後、公表予定の要求水準書（別紙）の記載事項を遵守すること

（2）グループ

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

ア 代表事業者を含むグループの構成員（以下、「構成員」という。）は6（1）アからカの要件を満たすこと。

イ 代表事業者は6（1）キの要件を満たすこと。

（3）競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>1 資本関係</p>	<p>(1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合 (2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>2 人的関係</p>	<p>(1) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） エ 組合の理事 オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者 (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生</p>

	<p>法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>（3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
3 その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

（1）基本的な考え方

本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

（2）予想されるリスクの責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担の詳細については、必要に応じて、今後募集要項等に示す基本協定書（案）に記載することとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

（1）監視の方法等

市は、事業者が協定に基づいて本事業の各業務を実施する者との間における協定内容、各業務の実施状況、事業者の財政状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

（2）改善要求

市は、維持管理業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める

第4 本発電所の立地並びに規模及び配置等に関する事項

1 立地に関する事項

敷地の概要は次のとおりである。本発電所設置に使用する敷地は、市有地又は国有林、民地とすることを想定している。

- ・事業実施場所 豊田市大野瀬町ほか地内



2 本発電所の計画に関する事項

発電設備の概要は、以下のとおりである。

- a.発電形式 : 水路式
- b.使用水量 : $0.058\text{m}^3/\text{s}$
- c.有効落差 : 136.3m
- d.出力 : 49.6kW

第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

市が募集手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問への回答及び事業者が提出した提案書並びに市と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、市と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。なお、このため、市及び事業者は、協定の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置する。

2 管轄裁判所の指定

協定に係る紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、協定に定める事由ごとに市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、協定の定めるところにより本事業を終了する。

- ① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合は、市は協定を解除できる。この場合は、協定の定めるところにより、市は事業者に対して損害賠償の請求を行うことができる。
- ② 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は協定を解除できる。この場合、事業者は市に対して損害賠償の請求を行うことができる。
- ③ 市又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。協定を解除する場合の措置については、協定の定めに従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

参加資格確認書類、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

3 実施方針の公表に関する事項

（1）担当部局

部署名： 豊田市企画政策部未来都市推進課 三俣・植田

住所： 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

電話： 0565-34-6982

ファックス： 0565-32-9479

E-mail： hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

（2）実施方針に関する意見等の受付

① 受付期間

令和7年12月12日（金）から

令和7年12月23日（火）まで（必着）

② 提出先

上記（1）に同じ。

③ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、電子メールにより提出する。

なお、電話により着信を確認すること。

（3）実施方針の変更

市は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。実施方針の変更を行った場合には、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4 その他

本事業に関する情報提供は、ホームページを通じて適宜行う。

5 問合せ先

上記3.（1）に同じ。なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。

以上